

退職所得の受給に関する申告書

退職所得となる場合で、この申告書の提出がありませんと、一時金の20.42%相当額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。
 ※あなたの住所、氏名、個人番号およびA欄は必ず記入してください。B～D欄についても該当する欄があれば記入してください。

<基金番号>
 当基金の基金番号
 「1156」をご記入ください。

<退職手当等の支払いを受けることとなった年月日>
 退職日をご記入ください。

<この申告書の提出先から受ける退職手当等の勤続期間>
 自：加算適用開始日
 至：退職日
 をご記入ください。

<B欄>
 事業所から退職所得の支払いを受けた際には、その源泉徴収票の内容を記載し、その写しを添付してください。

このオレンジ色の申告書は脱退一時金または選択一時金だけを請求するときの申告書です。
 同時に退職年金を請求する方は、緑色の書式になりますが、内容は同じです

年分 退職所得の受給に関する申告書
 退職所得申告書

基金番号 加入員番号

所在地 大阪府豊中市 新千里西町1丁目1番3号
 受託者 三井住友信託銀行株式会社
 氏名
 個人番号
 その年1月1日現在の住所

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払いを受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。)

① 退職手当等の支払いを受けることとなった年月日
 ② 退職の区分等 (一般・障害・生活扶助・無)

③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間
 勤続期間(自) 年月日 勤続期間(年数) 年
 勤続期間(至) 年月日

あなたが本年中に他に退職手当等の支払いを受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

退職手当等の受給資格取得年月日	勤続期間	収入金額	所得税	市町村民税	道府県民税	支払を受けた年月日	退職の区分
1 年月日 至 年月日	年月日 至 年月日	円	円	円	円	年月日	一般
2 年月日 至 年月日	年月日 至 年月日	円	円	円	円	年月日	障害
3 年月日 至 年月日	年月日 至 年月日	円	円	円	円	年月日	生活扶助

④ ③と④の通算勤続期間
 自 年月日 勤続期間(年数) 年
 至 年月日

⑤ うち特定役員等勤続期間
 有・無 自 年月日 勤続期間(年数) 年
 至 年月日

⑥ 退職手当等の受給資格取得年月日 勤続期間 収入金額 所得税 市町村民税 道府県民税 支払を受けた年月日 退職の区分

退職手当等の受給資格取得年月日	勤続期間	収入金額	所得税	市町村民税	道府県民税	支払を受けた年月日	退職の区分
1 年月日 至 年月日	年月日 至 年月日	円	円	円	円	年月日	一般

⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間
 自 年月日 勤続期間(年数) 年
 至 年月日

⑧ ④又は⑤の勤続期間のうち、⑦の勤続期間と重複している部分の期間
 自 年月日 勤続期間(年数) 年
 至 年月日

⑨ A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	勤続期間	収入金額	所得税	市町村民税	道府県民税	支払を受けた年月日	退職の区分
うち 特定役員等勤続期間 有・無	自 年月日 至 年月日	円	円	円	円	年月日	一般
Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年月日 至 年月日	円	円	円	円	年月日	一般
うち 特定役員等勤続期間 有・無	自 年月日 至 年月日	円	円	円	円	年月日	一般

⑩ ⑧又は⑨の勤続期間のうち、⑨又は⑩の勤続期間だけが残る部分の期間
 自 年月日 勤続期間(年数) 年
 至 年月日

⑪ ⑦と⑩の通算期間
 自 年月日 勤続期間(年数) 年
 至 年月日

⑫ ⑧と⑩の通算期間
 自 年月日 勤続期間(年数) 年
 至 年月日

<加入員番号>
 加入員証の番号をCDを含め右詰めでご記入ください。前ゼロは省略できます。

<受給者欄・A欄>
 必ずご記入ください。

<1月1日現在の住所>
 上記現住所と同じ場所は「同上」とご記入ください。

<印鑑>
 浸透印はお受けすることができません。
 請求者ご本人が自著した場合にも省略できません。

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払いを受ける際に支払者に提出してください。
 提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額額、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。
 また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることとなります。
 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。
 用No04919-19(冊)4×25(4/4) 保存年限7年 2015.10 TF